

村山市監査委員公告 第7号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和6年2月27日

村山市監査委員 古瀬 忠昭

村山市監査委員 寺崎 智広

記

1. 監査の対象 商工観光課
2. 監査の期間 令和6年2月16日から令和6年2月27日まで
3. 監査の範囲 令和5年1月1日から令和5年12月末日までにおける、財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第4条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果 次のとおり、一部に改善を要する事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】 件名：居合道旅行商品監修指導業務委託

委託事業に係る実績報告の確認について

業務の実施状況や履行状況を確認する書類を徴さず委託料が毎月支払われていることが認められた。委託した業務が履行されていることを確認したうえで委託料が支出されるよう、契約書の内容を適正に整備されたい。

委託契約に係る事務について

当該業務委託に係る見積依頼に対して提出された見積書に、仕様書に記載している業務内容ごとの内訳の記載がなく、積算の根拠が乏しいと思われる事例が見受けられた。見積者が、具体的な業務仕様により適正な見積額を算出できるよう、必要な基本事項を明確に示した仕様書となるよう検討されたい。